

遊漁規則一部変更新旧対照表

改正後			現 行		
紀ノ川漁業協同組合 和内共第2号 第5種共同漁業権遊漁規則			紀ノ川漁業協同組合 和内共第2号 第5種共同漁業権遊漁規則		
(禁止区域) 第5条 (略) 2 次の表のア欄に掲げる区域においては、イ欄に掲げる漁法は、ウ欄の期間中は遊漁をしてはならない。			(禁止区域) 第5条 (略) 2 次の表のア欄に掲げる区域においては、イ欄に掲げる漁法は、ウ欄の期間中は遊漁をしてはならない。		
ア 区 域	イ 漁 法	ウ 期 間	ア 区 域	イ 漁 法	ウ 期 間
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<ul style="list-style-type: none"> 橋本市妻南海高野線紀の川橋梁上流端から橋本市向副橋本橋上流端から上流100mの所に設置した標識までの区域 伊都郡九度山町高野参詣橋下流端に設置した標識から嵯峨谷川合流点に設置した標識までの区域 (通称慈尊院前下流) (削除)	友釣以外の全ての遊漁	5月第3土曜日から9月30日午後6時までの期間内で組合が定めて公表する期間内	<ul style="list-style-type: none"> 橋本市妻南海高野線紀の川橋梁上流端から橋本市向副橋本橋上流端から上流100mの所に設置した標識までの区域 伊都郡九度山町高野参詣橋下流端に設置した標識から嵯峨谷川合流点に設置した標識までの区域 (通称慈尊院前下流) <u>伊都郡かつらぎ町高田船岡山上流端に設置した標識から船岡山下流標識までの区域</u> 紀の川市藤崎頭首工から竜門橋下流端に設置した標識までの区域 	友釣以外の全ての遊漁	5月第3土曜日から9月30日午後6時までの期間内で組合が定めて公表する期間内
<ul style="list-style-type: none"> 橋本市向副橋本橋上流端から上流100mの所に設置した標識から橋本高野橋下流端までの区域 伊都郡九度山町九度山橋から下流500mの所に設置した標識から高野参詣橋下流端に設置した標識までの区域 (通称慈尊院前) 伊都郡かつらぎ町兄井井樋門から同町かつらぎ橋下流端までの区域 (通称兄井) 紀の川市麻生津橋上流端から下流200mの所に設置した標識までの区域 	友釣以外の全ての遊漁	5月第3土曜日から9月10日午後6時までの期間内で組合が定めて公表する期間内	<ul style="list-style-type: none"> 橋本市向副橋本橋上流端から上流100mの所に設置した標識から橋本高野橋下流端までの区域 伊都郡九度山町九度山橋から下流500mの所に設置した標識から高野参詣橋下流端に設置した標識までの区域 (通称慈尊院前) 伊都郡かつらぎ町兄井井樋門から同町かつらぎ橋下流端までの区域 (通称兄井) 紀の川市麻生津橋上流端から下流200mの所に設置した標識までの区域 	友釣以外の全ての遊漁	5月第3土曜日から9月10日午後6時までの期間内で組合が定めて公表する期間内
伊都郡九度山町入郷丹生橋下流端から伊都郡九度山町関西電力株式会社旧堰堤跡に至る丹生川水系 (龍王溪)	友釣以外の全ての遊漁	5月第3土曜日から9月10日午後6時までの期間内で組合が定めて公表する期間内	伊都郡九度山町入郷丹生橋下流端から伊都郡九度山町関西電力株式会社旧堰堤跡に至る丹生川水系 (龍王溪)	友釣以外の全ての遊漁	5月第3土曜日から9月10日午後6時までの期間内で組合が定めて公表する期間内
3 (略)			3 (略)		